岐阜県収入保険加入促進事業実施要領

制定 令和３年７月８日付け農経第５７０号
最終改正　令和５年３月１６日付け農経第１５１４号

第１　趣旨

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により肥料をはじめとする農業生産資材が高騰しており、経営に必要な費用が増加し、農業者の負担が増加している。農業経営を取り巻く状況が厳しくなる中、農業経営リスクに備え経営の安定化を図る本県農業者の、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促進するため、岐阜県収入保険加入促進事業（以下「事業」という。）を実施する者（以下「事業実施主体」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、事業の実施に当たっては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年 2 月 23 日規則第 8 号）及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日農政第 294 号農政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、岐阜県農業共済組合とする。

第３　事業内容及び実施条件

事業内容及び実施条件は別表に定めるとおりとする。

第４　事業計画の承認

１　事業実施主体は、岐阜県収入保険加入促進事業実施計画書（別記第１号様式）を知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の事業実施計画書の審査を行い、補助事業として適当と認めたときは、当該計画を承認し、通知（別記第２号様式）を行うものとする。

第５　事業計画の変更等

事業実施主体は、第４の２により承認された事業実施計画について、次に掲げる変更を行う場合は、岐阜県収入保険加入促進事業実施計画変更承認申請書（別記第３号様式）を作成し、第４に準じて知事の承認を受けるものとする。

・事業費の増
・事業費の３０％を超える減

第６　状況報告

要綱第７条に規定による状況報告の際に、加入者リスト（別記第４号様式）を添付するものとする。

第７　実績報告

１　事業実施主体は、要綱第９条の規定に関わらず、実績報告を事業完了の日から起算して 25 日を経過した日又は令和 6 年 3 月 25 日のいずれか早い日までに提出するものと

する。
２　要綱第９条第１項第４号の書類は加入者リスト（別記第４号様式）とする。

第８　額の確定
知事は、第７の実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定し、岐阜県収入保険加入促進事業費補助金交付額確定通知書（別記第５号様式）により補助金の額を通知するものとする。

第９　概算払
補助金の交付は、要綱第１０条の規定により概算払いすることができる。

第 10　事業実施後の加入状況報告
１　事業実施主体は、事業実施後の助成対象者の加入状況等について、岐阜県収入保険加入促進事業加入状況報告書（別記第６号様式）及び加入者リスト（別記第４号様式）により、令和７年１月末までに知事に報告するものとする。
２　前項のほか、知事は必要と認めるときは、事業実施主体に対して、事業実施翌年度以降の加入状況について報告を求めることができる。

第 11　返還
１　事業実施主体は、第 10 等により保険料の返還があることが明らかとなった時は交付を受けた補助金のうち、減額となった補助金額を県に返還するものとする。
２　事業実施主体は、前項の規定により補助金の返還をするときは、速やかに岐阜県収入保険加入促進事業費補助金精算書（別記第７号様式）及び返還者リスト（別記第４号様式）を提出し、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

第 12　書類等の整備
事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度以降の５年間、事業実施にかかる予算及び会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理の経緯等を明らかにしておくものとする。

第 13　その他
１　知事は、事業実施にあたり、必要と認める場合、事業実施主体及び補助対象者に書類等の提出を求め、又は現地の調査等を実施することができる。
２　この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則（令和３年７月８日付け農経第５７０号）
この要領は、令和３年７月８日から施行する。

附則（令和４年３月３０日付け農経第１２６３号）
１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の岐阜県収入保険加入促進事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和５年３月１６日付け農経第１５１４号）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の岐阜県収入保険加入促進事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。